

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議について

平成24年4月5日
生涯学習政策局長決定
平成29年5月12日一部改正
令和4年8月26日一部改正
令和6年11月12日一部改正
令和8年7月27日一部改正

1 趣旨

平成23年1月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、質の向上に向けた専修学校の自主的な取組の支援として、教職員の資質向上や、教育活動の評価への取組の促進等が指摘されるとともに、各学校種を通じた総合的な視野から高等教育における職業教育を充実させるための方策等について提言がなされた。

これを受け設置された本会議では、これまで職業実践専門課程の認定制度の導入をはじめ、大学等との制度的整合性を高めるための措置、社会人や留学生などの受入れ拡大、高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充への対応など、専修学校の振興に関する様々な方策の提言を行ってきた。

令和5年度の本会議からの提言も踏まえ、令和8年4月に施行された改正学校教育法では、専門課程における単位制の導入や自己点検評価の義務付け、外部の識見を有する者による評価の努力義務化など、専門課程を高等教育機関として位置づけ、その教育等の質を確保するための措置が講じられた。また、関係法令の改正により、専門課程の修了要件を単位数に限る取扱いとしたことや「高度専門士」などの文部科学大臣認定制度の合理化等が図られた。さらに、本会議での検討を踏まえ、評価項目や基準、第三者評価の実施を求める対象や評価者の要件、評価の実施期間など、新たに導入された第三者評価の実施方法等も盛り込んだ学校評価ガイドラインの改訂が行われた。

急速な少子化の進行などに伴い社会経済構造が変容する中、時代の要請に対応した職業教育の在り方、生産性の高い人材育成、留学生の適切な管理等の方策などについて、専修学校の果たすべき役割や振興策を短期的な対応のみならず、中長期的な視点から検討を進めることが求められている。

以上の状況等にかんがみ、専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に応える専修学校の質の保証・向上に関する調査研究を行い、もって今後の施策立案等に資するものとする。

2 検討課題

専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、主として以下のような課題への対応等について検討を行う。

- (1) 学校評価の改善・充実など専修学校の質の保証・向上に関すること
- (2) 社会経済構造の変化や地域のニーズを踏まえた職業教育の充実や人材育成、学びの機会の確保等に関すること
- (3) 質の高い留学生の適切な受け入れや在籍管理の方策等に関すること
- (4) 高等専修学校の振興方策に関すること
- (5) その他、専修学校の振興方策に関すること

3 会議の運営

学識経験者、専修学校関係者等を委員として委嘱し、2に掲げる課題について調査研究を行う。なお、必要に応じて委員以外の者に協力を求めるものとする。

4 委員の委嘱期間

委員の委嘱期間は2年以内とする。

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議委員（令和８年度）

敬称略、五十音順

伊藤 秀樹	東京学芸大学教育学部准教授
植上 一希	福岡大学人文学部教授
岡部 みどり	上智大学法学部国際関係法学科教授
河原 成紀	学校法人河原学園理事長
小林 浩	リクルート進学総研所長
小林 美樹子	日本商工会議所企画調査部副部長、総合政策・教育担当課長
島田 治	大阪府教育庁私学課長
瀬戸 裕一郎	東京都生活文化局私学部私学行政課長
瀧本 知加	京都府立大学公共政策学部福祉社会学科准教授
野田 文香	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教授
堀 有喜衣	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
前鼻 英蔵	学校法人西野学園理事長
山口 昂久	新経済連盟政策部主幹
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
吉田 寿美	東京都立調布北高等学校校長、全国高等学校進路指導協議会会長

[計 15 名]